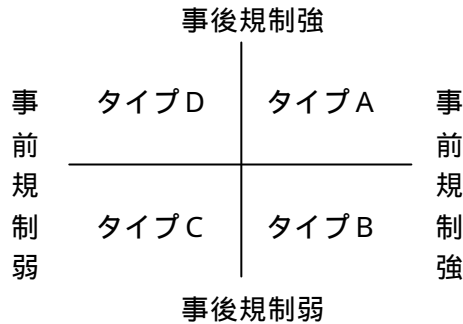


別 表

事前規制と事後規制の類型化

(法政大学諏訪康雄教授の分析による)

規制のタイプを、事前規制、事後規制の強弱という観点から分析すると、次の4つのタイプに分類され、それぞれメリット・デメリットがある。



タイプ		メリット	デメリット
A	事前：強 事後：強	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の徹底により、禁止すべき行為をよく抑制し得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底すればするほど運用コストが大きくなる ・運用で手を抜けば不公平感を高めルールへの信頼（順法精神）を低下させる ・関係者の創意工夫を削ぐ
B	事前：強 事後：弱	<ul style="list-style-type: none"> ・事前規制があるので行為規範を示し得る ・事後規制をあまりしないので運用コストが大きくなり過ぎない 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制が尻抜けになる ・事後規制が弱いのでルールの裏をかく者が続出し正直者が馬鹿を見ると皆がルールを建前視してしまう ・ルールの建前化を防止しようとインフォーマルな手法（行政指導等）に頼るとルール運営が不透明になる ・事前規制の存在が関係者の創意工夫を削ぎかねない
C	事前：弱 事後：弱	<ul style="list-style-type: none"> ・コストが低くすむ ・関係者の創意工夫の余地が大きい ・効率と公正が均衡する社会ルールの自生を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な社会ルールが生まれないといわゆる弱肉強食の密林法則がばっこしかねない ・被害者に対する適切な対応措置がとれないと不公平感と不信感が高まり社会を不安定にするおそれがある ・結果的に被害者や社会のコストをかえって高くする可能性がある ・行政機構の弱体化を招きかねない
D	事前：弱 事後：強	<ul style="list-style-type: none"> ・事前規制に要するコストがかからない ・一定の部分を除き規制がないので関係者の創意工夫の余地が大きい ・事後規制ルールが行為規範となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事後規制に要するコストがしばしば大きい ・事後規制は事前規制ほど徹底できないことが多い ・一罰百戒の効果を上げるため制裁措置を高めると不公平感を生みかねず、また違反者の更正を阻害しかねない ・司法機構の強化の反面として行政機構の弱体化を招きかねない

- ・ アメリカはタイプD型の社会で、事前規制が発達していない代わりに、懲罰的損害賠償等事後のサンクションを工夫していると言われている。
- ・ 日本の規制は、事前規制が強く、事後チェックが弱いタイプB型が多い。司法機能も弱く、行政的な処分も甘く、一旦許認可等を受けた後のチェックが十分でない。また、事前規制で間に合わない部分を不透明な行政指導に頼ることにより、裁量行政の問題もある。さらに、事前規制が創意工夫を削いでいるという問題もあると言われている。